

## 新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理等が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ペット」とは、犬、猫その他、人に飼育されていた動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条に規定されている獣畜を除く。）をいう。

2 この条例において「ペット霊園」とは、ペットの死がいもしくは焼骨を埋葬する施設（以下「埋葬施設」という。）、ペットの死がいを火葬する施設（以下「焼却施設」という。）、ペットの焼骨を納骨するための設備を有する施設（以下「納骨堂」という。）、又はこれらの施設を併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。

### (設置の許可)

第3条 市内においてペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

### (許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) ペット霊園の名称
- (3) ペット霊園の所在地及び面積
- (4) ペット霊園の施設の種類及び処理能力
- (5) ペット霊園の設備の位置及び構造等の設置に関する計画
- (6) ペット霊園の設備の維持管理に関する計画

### (許可の基準)

第5条 市長は、前条の許可の申請があったときは、その申請に係るペット霊園の設備の設置及び維持管理に関する計画について、次に掲げる各号全てに該当すると認めるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。

- (1) 学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住居がペット霊園の区域から100メートル（焼却施設を有するペット霊園においては200メートル）以内でないこと。ただし、特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 飲料水を汚染する恐れがない等公衆衛生上支障がないこと。
- (3) 隣接する土地の所有者（その者が申請者と同一である場合は、その者が所有する一連の土地に隣接する土地の所有者）の同意を得ていること。
- (4) 別表に定める基準に適合していること。

### (許可の条件)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、許可に条件

を付することができる。

(許可証の交付)

第7条 市長は、第3条の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(工事完了届等)

第8条 第3条の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、当該工事が当該許可の内容に適合しているかどうかの市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、第3条の許可の内容に適合すると認めるときは、検査済証を設置者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の確認の結果、第3条の許可の内容に適合しないと認めるときは、設置者に対し必要な指示をすることができる。

4 設置者は、第2項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園を使用してはならない。

(変更の許可及び届出)

第9条 設置者は、当該許可に係る第4条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 設置者は、当該許可に係る第4条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の許可については、前5条の規定を準用する。

(地位の承継)

第10条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(中止又は廃止等の届出)

第11条 設置者は、第3条又は第9条第1項の規定により許可を受けたペット霊園の設置等に係る工事を中止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、ペット霊園を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第12条 設置者は、ペット霊園が第4条第6号に掲げる維持管理に関する計画及び別表に定める基準に適合するよう、維持管理を行わなければならない。

(報告及び検査)

第13条 市長は、この条例の適用に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の適用に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、設備、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により立入検査をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第14条 市長は、設置者が第8条第4項(第9条第3項において準用する場合を含む。)又は第12条の規定に違反していると認めるときは、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第15条 市長は、設置者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な措置を行うよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第16条 市長は、設置者が偽りその他不正の手段により第3条又は第9条第1項の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

(使用禁止命令)

第17条 市長は、前条の規定により許可を取り消された者、第3条の許可を受けずにペット霊園を設置した者又は第9条第1項の許可を受けずに同項に規定する事項を変更した者に対し、その使用の禁止を命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、第15条又は前条の規定により命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、当該者の氏名等及びその経過を公表することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置に係る工事に着手している者は、第3条の許可を受けたものとみなす。ただし、この条例の施行の日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) ペット霊園の名称

(3) ペット霊園の所在地及び面積

(4) ペット霊園を設置した年月日(現に設置に係る工事に着手している場合にあっては、当該工事の完了予定年月日)

(5) ペット霊園の施設の種類及び処理能力

(6) ペット霊園の設備の位置及び構造等

(7) ペット霊園の設備の維持管理に関する計画

- 3 前項の規定による届出をしたペット霊園については、第5条から第8条、第12条及び第14条から第16条の規定は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、当該ペット霊園について、第5条に規定する許可の基準に適合するよう努めなければならない。

別表（第5条、第12条関係）

種別	許可基準
埋葬施設	<p>(1) ペット霊園の区域の境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等が設けられていること。</p> <p>(2) 雨水及び汚水が停留しないように適当な排水路が設けられていること。</p> <p>(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、各墳墓に接続している通路が設けられていること。</p>
焼却施設	<p>(1) 焼却施設（建物の全部又は一部として設置する場合を除く。）の周囲は、防火上適当な空地を有し、かつ、その敷地の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等が設けられていること。</p> <p>(2) 防臭、防じん及び防音について、十分な能力を有するものであること。</p> <p>(3) 空気取入口及び煙突の先端以外に炉内と外気とが接することなく、かつ、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。</p> <p>(4) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること。</p> <p>(5) 燃焼室内において動物の死がいがある場合に、当該燃焼室に他の動物の死がい投入するときには、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死がいを燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>(6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。</p> <p>(7) 燃焼ガスの温度を保つため必要な装置が設けられていること。</p> <p>(8) 動物の死がいを燃焼することによる悪臭の発生を防止するため、燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室が設けられていること。</p> <p>(9) 建物の全部又は一部として設置する焼却施設は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p>
納骨堂	<p>(1) 納骨堂の出入口には、施錠のできる門扉が設けられていること。</p>